

## 新旧対照表

## 契約の条項

変更前	変更後
(適正処理に必要な情報の提供等) 第6条 甲は、乙が適正な処分を行なうために実施する次に掲げる事項に協力しなければならない。 （1）契約産業廃棄物の保管状況等を把握するため、甲の事務所等への現地確認等（中間処理業者にあっては、発生事業者、量、中間処理方法等に関する情報を含む。） （2）契約産業廃棄物の適正処分を行なうために必要な次に示す情報の提供（契約産業廃棄物の性状等の変更がある場合又はその可能性がある場合は、搬入前にその都度） ア～エ （略）	同左
（今回追加）	オ 甲が特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第2条第5項に規定する第一種指定化学物質等の取扱事業者である場合であって、かつ、委託する産業廃棄物に同条第2項に規定する第1種指定化学物質（同法第5条第1項の規定により第1種指定化学物質等取扱事業者が排出量及び移動量を把握しなければならない第1種指定化学物質に限る。）が含まれ、又は付着している場合には、その旨並びに当該産業廃棄物に含まれ、又は付着している当該物質の名称及び量又は割合
オ （略）	カ （略）
カ （略）	キ （略）
キ （略）	ク （略）